

JIS C 6950-1 2012年版 - JIS C 6950-1 2009年版  
日本デビエーションと差分評価

Ver.1.00

2014年(平成26年)9月

JEITA

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
ITE安全技術専門委員会

## ま え が き

情報技術機器を対象としたJIS C 6950-1:2012が2014年(平成26年)4月に“電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(通達)の一部改正について”において、4月14日改正、7月1日施行(ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS又は別紙によることができるものとする)として適用された。この通達において、別表第十二 国際規格等に準拠した基準で、J60950-1(H26)としてJIS C 6950-1:2012が、J60950-1(H22)(JIS C 6950-1:2009を適用)から2017年(平成29年)7月に置き換わることとなった。

そこで、ITE安全技術専門委員会として本対比表を作成した。この対比表は、JIS C 6950-1:2012とJIS C 6950-1:2009の日本デビエーションについて、項目ごとに抽出して違いをまとめ、差異の有無を記載したものである。現行のJIS C 6950-1:2009を理解して対応を行っている設計者、安全規格技術者がJIS C 6950-1:2012の日本デビエーションを理解し、適切な設計、評価を行うことの一助として使用することと、該当規格を広く周知することを意図して作成した。

### 本 表 の 見 方

1. 本表は、JIS C 6950-1:2012、及びJIS C 6950-1:2009の項番、項目名、日本デビエーションの抜粋・補足説明、改正内容を示す。
2. 本表で使用している記号は、以下の意味を表し相違の欄に記載している。
  - 有 : 技術上の差異あり
  - 無 : 技術上の差異なし
  - 追加 : 新規追加された要求事項
  - : 項目名のみ

## 対 比 表      作 成 メ ン バ ー

### ITE安全技術専門委員会

編集リーダー 熊谷 克也	セイコーエプソン(株)	大久保 昭典	(株)東芝
山下 修司	カシオ計算機(株)	綾部 洋一	パナソニック(株)
大塚 泰平	シャープ(株)	濱野 泰一	パナソニック モバイルコミュニケーションズ(株)
桜井 秀人	三菱電機インフォメーションテクノロジー(株)	太田 充男	(株)日立製作所
高橋 伸	アルプス電気(株)	倉橋 由孝	富士通(株)
内野 雅文	沖電気工業(株)	橋本 尚人	富士ゼロックス(株)
諏訪 勝人	キヤノン(株)	佐藤 真	ヤマハ(株)
瀧澤 祐二	テュフズードザクタ(株)	寺田 元一郎	(株)リコー
土屋 秀二	(株)JVCケンウッド	太田 克哉	(株)ワコム
小島 弘文	ソニー(株)	福井 雅章	(一社)CIAJ(アソリツネットワークス)
松本 達幸	日本アイ・ビー・エム(株)	近藤 孝彦	(一財)JQA
佐藤 明	日本ヒューレット・パッカード(株)	篠田 恭	(一財)JQA
渡 義徳	日本電気(株)		

### 事務局

三武 佳生      (一社)電子情報技術産業協会

(敬称略・順不同)

JISC6950-1 2009年版と2012年版の日本デビエーションと差分評価まとめ

JISC6950-1:2012 (IEC 60950-1 Ed2 2005ベース)			差分評価	JISC6950-1:2009 (IEC 60950-1 Ed1 2001ベース)		
箇条番号	題名	“日本デビエーションの内容(文章抜粋の場合は下線部)” (2009年版から追加・変更された箇所は赤字で表示)  補足説明(必要に応じて)  各セルの文末の括弧書きは、変更内容の概要を説明する。	JIS C 6950-1:2009 から2012での変 更等の有無  有: 差異あり 無: 差異なし 追加: 新規追加 -: 項目名のみ	箇条番号	題名	“日本デビエーションの内容(文章抜粋の場合は下線部)”  =[一部参考として下記の記載あり]= 補足説明(必要に応じて) 各セルの文末の括弧書きは、変更内容の概要を説明する。 =
1	総則	-	-	1	総則	-
1.2	用語及び定義	"クラス0I 機器 (equipment, class 0I) 1.2.4.3A"	無	1.2	用語及び定義	"クラス0I 機器 (equipment, class 0I) 1.2.4.3A"
1.2.4.1	クラスI 機器 (class I equipment)	"注記2 クラスI 機器であっても、保護接地用口出線がある2ピン変換プラグ(クラスI 機器用プラグを接地極なしの2ピンプラグに変換するアダプタ)若しくは保護接地用口出線がある2ピンプラグをもつコードセットを付属品として同こん(梱)する、又はその使用を使用者に推奨する場合、クラス0I 機器とみなす。"	無	1.2.4.1	クラスI 機器 (equipment, class I)	"注記2 クラスI 機器であっても、保護接地用口出線がある2ピン変換プラグ(クラスI 機器用プラグを接地極なしの2ピンプラグに変換するアダプタ)若しくは接地用口出線がある2ピンプラグをもつコードセットを付属品として同こん(梱)したり、又はその使用を使用者に推奨する場合、クラス0I 機器と考える。"  (注記2として、“クラスI 機器であっても、保護接地用口出線がある2ピン変換プラグ(クラスI 機器用プラグを接地極なしの2ピンプラグに変換するアダプタ)若しくは接地用口出線がある2ピンプラグをもつコードセットを付属品として同こん(梱)したり、又はその使用を使用者に推奨する場合、クラス0I 機器と考える。”を追加した。)
1.2.4.3A	クラス0I 機器 (class 0I equipment)	"感電に対する保護が次によって達成されている機器であって、接地刃がない電源プラグを備えたもの。 - 基礎絶縁を用い、かつ、 - 基礎絶縁が不良となった場合に危険電圧が推定される導電性部分を、接地工事された導体に接続する保護接地用端子又は口出線を外部に備える。 注記 クラス0I 機器は、二重絶縁又は強化絶縁を施した部分があってもよい。"	無	1.2.4.3A	クラス0I 機器 (equipment, class 0I)	"感電に対する保護が次によって達成されている機器であって、接地刃がない電源プラグを備えたもの。 - 基礎絶縁を用い、かつ、 - 基礎絶縁が不良となった場合に危険電圧が推定される導電性部分を、接地工事された導体に接続する保護接地用端子又は口出線を外部に備える。 注記 クラス0I 機器は、二重絶縁又は強化絶縁を施した部分があってもよい。  (クラス0I 機器を追加し、感電に対する保護として少なくとも基礎絶縁を用い、かつ、基礎絶縁が不良となった場合に危険電圧が推定される導電性部分を接地工事された導体に接続する保護接地用端子又は口出線を外部に備えることによって達成された機器であって、接地刃がない電源プラグを備えたものと定義した。)
1.3	一般要求事項	-	-	1.3	一般要求事項	-
1.3.2	機器の設計及び構造	"注記1 可搬形機器又は類似の機器であって、頻繁に移動して使用する機器は、クラスI 及びクラス0I 機器としないことが望ましい。ただし、サービス従事者又は設置作業者が設置することを意図した機器は除く。 注記2 設置時に明らかに接地接続が困難な状況で使用される機器は、我が国の配電事情を考慮し、クラスI 又はクラス0I 機器を避けることが望ましい。ただし、サービス従事者又は設置作業者が設置することを意図した機器は除く。"  (移動させて使用する機器及び明らかに接地が困難な場所で使用する機器は接地接続されず使用されることが十分に考えられるため、注記を追加した。詳細は解説3.1を参照する。)	無	1.3.2	機器の設計及び構造	"注記1 可搬形機器又は類似の機器であって、頻繁に移動させて使用する機器は、クラスI 及びクラス0I 機器としないことが望ましい。ただし、サービス従事者又は設置作業者が設置することを意図した機器については、この限りではない。 注記2 設置時に明らかに接地接続が困難な状況で使用される機器にあっては、日本の配電事情を考慮し、クラスI 機器又はクラス0I 機器を避けることが望ましい。ただし、サービス従事者又は設置作業者が設置することを意図した機器を除く。"  (移動させて使用する機器や明らかに接地が困難な場所で使用する機器は接地接続されず使用されることが十分に考えられるため、注記を追加した。)
1.5	コンポーネント	-	-	1.5	コンポーネント	-
1.5.1	一般要求事項	"コンポーネントが安全性に関係がある場合、そのコンポーネントは、この規格の要求事項若しくは関連するコンポーネントに関するJIS の安全性に関わる要求事項、又はコンポーネントに関するJIS がない場合は、関連するコンポーネントに関するIEC 規格の安全性に関わる要求事項のいずれかに適合しなければならない。ただし、電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)の適用を受けるコンポーネントを、そのコンポーネントの定格に従って使用している場合は、1.5.4、2.8.7 及び3.2.5を併せて適用し、かつ、IEC 60320-1 又はJIS C 8283-1 に規定する機器用インレットにかん(嵌)合する電源コードセットのコネクタは、IEC 60320-1 又はJIS C 8283-1 の該当するコネクタの寸法に合致しなければならない。 注記1 コンポーネントに関するJIS、又はコンポーネントに関するIEC 規格が関連するとみなすのは、当該コンポーネントが明らかにその規格の適用範囲内にある場合に限る。"  (電源コードセットのJIS C 8283-1を引用)	有	1.5.1	一般	"安全性に関係がある場合、コンポーネントは、この規格の要求事項又は関連するコンポーネントに関するJIS の安全性に係る要求事項、コンポーネントに関するJIS がない場合にはコンポーネントに関するIEC規格の安全性に係る要求事項のいずれかに適合しなければならない。ただし、電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)の適用を受けるコンポーネントが、そのコンポーネント定格表示に従って用いている場合は、1.5.4、2.8.7 及び3.2.5を併せて適用し、また、IEC 60320-1 のスタンダードシートに規定された機器用インレットにかん合する電源コードセットのコネクタについては、IEC60320-1 の該当するコネクタのスタンダードシートの寸法に合致しなければならない。 注記1 コンポーネントに関するJIS、又はコンポーネントに関するIEC 規格が関連するとみなされるのは、当該コンポーネントが明らかにその規格の適用範囲内にある場合に限られる。  (IEC 規格に優先してJIS を適用した。また、電気用品安全法の対象となっているコンポーネントであっても、この規格の要求事項を要求した。さらに、電源コードセットのコネクタがIEC 規格のインレットにかん合する場合は、該当するIEC 規格の寸法要求に適合することも要求した。)

JISC6950-1:2012 (IEC 60950-1 Ed2 2005ベース)		差分評価	JISC6950-1:2009 (IEC 60950-1 Ed1 2001ベース)			
1.5.2	コンポーネントの評価及び試験	"コンポーネントの評価及び試験は、次による。 - 関連するコンポーネントに関するIEC 整合JIS に適合することが証明されたコンポーネントは、その定格に従って正しく用いられていることを確認しなければならない。コンポーネントに関するIEC 整合JIS がない場合は、関連するコンポーネントに関するIEC 規格に適合することが証明されたコンポーネントは、その定格に従って正しく用いられていることを確認しなければならない。機器の一部としてこの規格中の該当する試験をそのコンポーネントに対して行わなければならない。ただし、その試験が関連するコンポーネントに関するIEC 規格の一部であるときは除く。 - 上記のように該当規格への適合が証明されていないコンポーネントは、正しく適用し、かつ、その指定定格に従って用いていることを確認しなければならない。そのコンポーネントは、機器内で生じる諸条件の下で、機器の一部としてこの規格の適用できる項目の試験、及びコンポーネントに関する規格の適用できる項目の試験を行わなければならない。 注記1 コンポーネントに関する規格への適合を調べるための試験は、通常、コンポーネント単体について行う。 - 関連するコンポーネントに関するIEC 整合JIS 及び関連するコンポーネントに関するIEC 規格がともに存在しない場合、又はコンポーネントをその定格に従わずに回路に使用している場合は、機器内で生じる条件の下でそのコンポーネントを試験しなければならない。試験に必要なサンプルの数は、通常、同等の規格が必要とする数と同じにする。 注記2 定格電圧が125 V 以下で定格電流が10 A を超える機器に JIS C 8283-1 のスタンダードシートC14 の機器用インレット（定格電流10 A）を用いる場合は、1.7.5A を参照する。"  (定格電圧が125 V 以下で定格電流が10A を超える機器に JIS C 8283-1 のC14 の機器用インレットの使用は、1.7.5A の要求を適用することによって10A を超える機器に適用できるようにした。)	有	1.5.2	コンポーネントの評価及び試験 "コンポーネントについての評価及び試験は、次によって行わなければならない。 - コンポーネントに関する該当のIEC 整合JIS に適合することが証明されたコンポーネントは、その定格に従って正しく用いられていることを確認しなければならない。コンポーネントに関するIEC 整合JIS がない場合は、該当するコンポーネントに関する該当のIEC 規格に適合することが証明されたコンポーネントは、その定格に従って正しく用いられていることを確認しなければならない。機器の一部としてこの規格中の該当する試験をそのコンポーネントに対して行わなければならない。ただし、その試験がコンポーネントに関する該当の規格の一部であるときは除く。 注記1 定格電圧が125 V 以下で定格電流が10 A を超える機器にIEC 60320-1 のC.14 の機器用カプラ（定格電流10 A）を用いる場合は、1.7.5A を参照。 - 上記のように関連の規格への適合が証明されていないコンポーネントは、正しく適用され、かつ、その指定定格に従って用いられていることを確認しなければならない。そのコンポーネントについては、機器内で生じる諸条件のもとで、機器の一部としてこの規格の適用できる項目の試験、及びコンポーネント規格の適用できる項目の試験を行わなければならない。 注記2 コンポーネント規格への適合を調べるための試験は、通常、コンポーネント単体について行う。 - コンポーネントに関する該当のIEC 整合JIS 及びコンポーネントに関する該当のIEC 規格が共に存在しない場合、又はコンポーネントをその定格に従わずに、回路に用いている場合は、機器内で生じる条件の下でそのコンポーネントを試験しなければならない。試験に必要なサンプルの数は、通常、同等の規格が必要とする数と同じにする。"  (整合JIS を追加し、IEC 規格に優先して適用することとした。)	
1.5.6	絶縁を橋絡するコンデンサ	(デビエーション無し)  (JIS C 5101-14はIEC 60384-14とIDTであるため、日本デビエーションとは扱わなくなった。またJIS C 5101-14:1998(IEC60384-14:1993)ではなく、JIS C 5101-14:2009(IEC60384-14:2005)が引用された。)	有	1.5.6	一次回路に接続するコンデンサ "一次回路の二相線間又は一つの相導体と中性線との間に接続されたコンデンサは、JIS C 5101-14:1998又はIEC 60384-14:1993、サブクラスX1 又はX2 に適合しなければならない。 JIS C 5101-14:1998 又はIEC 60384-14:1993 の4.12 に規定する定常状態での加湿の期間は、21 日間でなければならない。 一次回路と保護接地との間に接続するコンデンサは、JIS C 5101-14:1998 又はIEC 60384-14:1993 のサブクラスY1、Y2 又はY4 に適合したものでなければならない。 危険電圧をもつ二次回路と接地との間に接続するコンデンサについては、上記の要求事項は適用しない。 そのようなコンデンサは、5.2.2 の耐電圧試験で確認する。 適否は、目視検査によって判定する。"	
1.5.8	IT電力システムに関する機器内コンポーネント		-	1.5.7	コンポーネントで橋絡した二重絶縁又は強化絶縁	-
			有	1.5.7.2	橋絡コンデンサ	"次のコンデンサは、二重絶縁又は強化絶縁を橋絡することが認められる。 - JIS C 5101-14:1998 又はIEC 60384-14:1993、サブクラスY1 に適合する1 個のコンデンサ。 - 機器の定格電圧が中性線、又は接地に対し150 V 未満である場合において、JIS C 5101-14:1998 又はIEC 60384-14:1993 サブクラスY2 に適合する1 個のコンデンサ。又は、 - JIS C 5101-14:1998 又はIEC 60384-14:1993、サブクラスY2 又はY4 にそれぞれ適合する2 個のコンデンサで、直列に接続したものの。"
1.5.9.1	一般事項	"注記1 電圧依存抵抗器は、バリスタ又は金属酸化物バリスタ (MOV) とも呼ばれる。この規格では、ガス放電管 (GDT)、炭素ブロック、非線形の電圧 - 電流特性をもつ半導体デバイスなどのデバイスは、電圧依存抵抗器とみなさない。 <b>ガス放電管をVDR と直列に使用してもよい。</b> "  ("一次回路にサージ抑制器を使用する場合は、VDR でなければならない"と規定しているが、ガス放電管を単独ではなく、VDR と直列にして使用する場合であれば問題がなく、実際に使用されている場合も多いため、明文化した。)	追加			(デビエーション無し)
1.5.9.4	電圧依存抵抗器による基礎絶縁の橋絡	"基礎絶縁を電圧依存抵抗器で橋絡する機器は、次のいずれかでなければならない。 - タイプB プラグ接続形機器 - 恒久接続形機器 - 保護接地導体に恒久的に接続するための準備があり、かつ、導体取付けのための取扱説明書を用意する機器 注記 フィンランド、ノルウェー及びスウェーデンでは、三番目のダッシュは、6.1.2.2 の注記に定義されている機器だけに適用する。 <b>ガス放電管が機能絶縁の要求事項に適合する場合は、この箇条の条件に従って基礎絶縁を橋絡するVDRに直列にガス放電管を接続してもよい。</b> "  (基礎絶縁を橋絡するVDR に直列にガス放電管を接続してもよいことを明記した。)	追加			(デビエーション無し)
1.7	表示及び指示	(タイトルのみ変更)	-	1.7	表示および取扱説明	
1.7.1	電源定格	- 製造業者又は責任をもつ事業者の名称、商標又は識別表示。 - 製造業者 <b>又は責任をもつ事業者</b> が定めたモデル識別名又は形式。 - クラスII 機器の場合は (IEC 60417-5172) の記号。ただし、2.6.2 で禁止する場合は除く。 誤解を生じないことが明確な場合、追加の表示を行ってもよい。 記号の使用においては、 <b>JIS S 0101</b> 、ISO 7000 又はIEC 60417 に該当する記号がある場合は、それに従わなければならない。  (製造業者だけでなく、責任をもつ事業者の表示もできるようにした。) (消費者用図記号の規格 JIS S 0101 も認めた。)	有	1.7.1	電源定格 - 製造業者若しくは責任を有する事業者の名称、商標又は識別表示。 - 製造業者が定めたモデル識別名又は形式。 - クラスII 機器の場合は (IEC 60417-5172) の記号。ただし、2.6.2 で禁止する場合は除く。 誤解を生じないことが明確な場合、追加の表示を行うことができる。 記号の使用においては、ISO 7000 又はIEC 60417-DB に該当する記号がある場合は、それに従わなければならない。	
1.7.2.1	一般要求事項	"安全性に係る指示及び機器の表示には、 <b>この規格で特に許容する場合を除き、日本語を用いなければならない。</b> "  (安全性に係る指示及び機器の表示について、一部は日本語でなくてもよくなった。)	有	1.7.12	言語 "安全性に係る説明書及び機器の表示には、日本語を含まなければならない。"	



JISC6950-1:2012 (IEC 60950-1 Ed2 2005ベース)			差分評価	JISC6950-1:2009 (IEC 60950-1 Ed1 2001ベース)		
1.7.5	機器の電源供給用コンセント	"標準形の電源供給用コンセントの例としては、JIS C 8303 に適合するコンセントがある。"  (IEC/TR 60083 は、海外で使用されている様々なタイプの電源プラグも掲載されているため、我が国で使用されている電源プラグに限定するためJISのみを引用規格とした。)	有	1.7.5	機器の電源供給用コンセント	"標準形の電源供給用コンセントの例としては、IEC/TR 60083:1997 又はJIS C 8303:2007 に適合するコンセント類がある。"  (国内事情にあわせIEC 規格に加え、JIS C 8303:2007 を互換として採用した。)
1.7.5A	電源コードセット	"定格電圧が125 V以下で、定格電流が10 Aを超える機器にJIS C 8283-1のC14の機器用インレット(定格電流10 A)を使用する場合は、この機器に同こん(梱)した指定の電源コードセットだけを使用する。" 又は同等の内容を取扱説明書に記載しなければならない。  機器用インレットを備えた機器であって、電源コードセットを同こん(梱)しない場合は、適切なコードセットに関する情報を取扱説明書に記載しなければならない。 注記 接地極のある機器用インレットを備えたクラス0I 機器と2 芯(接地導体を含まない)電源コードセットとの組合せについては、この電源コードセットが特殊なものであることから、電源コードセットを機器に同こん(梱)し、これは当該機器専用のものであり、別の機器への使用を禁止するとの注意文を取扱説明書に記載することが望ましい。"  (該当の電源コードセットを同こんしない場合の取り扱い説明書への記載要求を追加された。また、機器本体からアース端子が取られるクラス0I 機器で、コネクタにはアース端子があるが2芯の電源コードを使用しているコードセットは、他の機器で使用されないように取扱説明書に注記を記載することを推奨)	有  追加	1.7.5A	機器用接続器	"定格電圧が125 V以下で定格電流が10 Aを超える機器にIEC 60320-1のC.14の機器用カプラ(定格電流10 A)を用いる場合は、取扱説明書に"この機器に同こん(梱)した指定の電源コードセットだけを使用して下さい。"又は同等の内容を記載しなければならない。"  (定格電圧が125 V以下で定格電流が10 Aを超える機器にIEC 60320-1のC.14の機器用カプラを用いる場合は、使用する電源コードを指定するよう、取扱説明書に記載することを要求した。)  (デビエーション無し)
1.7.14A	クラス0I 機器の接地接続に関する表示	"クラス0I 機器には、次の又は同等の内容の表示をしなければならない。 - 電源プラグ又は本体の見やすい箇所に、次に示す表示 必ず接地接続を行って下さい。 - 本体の見やすい箇所、又は取扱説明書に、次に示す表示 接地接続は必ず、電源プラグを電源につなぐ前に行ってください。 また、接地接続を外す場合は、必ず電源プラグを電源から切り離してから行って下さい。"  (クラス0I 機器を追加し、安全確保のため、クラスI 機器と同様、保護接地接続の必要性についての注意文を要求した。)	無	1.7.17A	クラス0I 機器の表示	"クラス0I 機器には、電源プラグ又は本体の見やすい箇所に次の内容の表示をしなければならない。  必ず接地接続を行って下さい  さらに、クラス0I 機器については、次の内容を本体の見やすい箇所に表示するか又は取扱説明書に盛り込まなければならない。  接地接続は必ず、電源プラグを電源につなぐ前に行ってください。また、接地接続を外す場合は、必ず電源プラグを電源から切り離してから行って下さい。"  (クラス0I 機器の安全確保のため、クラス0I 機器を追加し、クラスI 機器と同様、保護接地接続の必要性についての注意文を要求した。)
1.7.14B	クラス0I 機器に使用する保護接地線	"主保護接地端子として独立した端子を備えたクラス0I 機器であって、接地接続線を機器に同こん(梱)しない場合は、適切な接地接続線についての情報を取扱説明書に記載しなければならない(2.6.3.2 参照)。"	追加			(デビエーション無し)
2	危険からの保護	-	-	2	危険からの保護	-
2.1	感電及びエネルギーによる危険に対する	-	-	2.1	感電及びエネルギーによる危険に対する	-
2.1.1	操作者アクセスエリアにおける保護	-	-	2.1.1	操作者アクセスエリアにおける保護	-
2.1.1.1	充電部分へのアクセス	"操作者が取り外せるコネクタが、JIS C 8303、電気用品の技術上の基準を定める省令第1項(昭和37年通商産業省令第85号)、JIS C 8285、IEC 60309の規格群、JIS C 8283の規格群又はIEC 60320の規格群のいずれにも適合しない場合、試験中、コネクタを取り外してもまた評価しなければならない。"  補足説明： ・IEC 60083 は海外ものも掲載しているが日本で使用されているものに限定するためJIS C 8303を参照。 ・国内流通コネクタに配慮し電安法省令第1項を参照。 ・IEC 60906-1 は世界統一プラグ規格であるが日本で使用されていないため削除。 ・IEC 60906-2 はUSなどの平行刃プラグ規格だがJIS C 8303 で適用できるので削除。  (下記の規格に適合するコネクタは、テストフィンガによる試験を行うときに、取り外さなくてもよい。 * JIS C 8303 * 電安法省令第1項 * JIS C 8285 (IEC 60309を基としている) * IEC 60309規格群 * JIS C 8283規格群 (IEC 60320を基としている) * IEC 60320規格群)	有	2.1.1.1	充電部分へのアクセス	"JIS C 8303:2007又は電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)第1項に適合するプラグ及びコンセント以外の、操作者が取り外せるコネクタは、試験中、取り外して試験しなければならない。"  JIS及び省令第1項基準を尊重した。  (下記の規格に適合するコネクタは、テストフィンガによる試験を行うときに、取り外さなくてもよい。 * JIS C 8303:2007 * 電安法省令第1項)
2.6	接地及びボンディング導体の規定		-	2.6	接地及びボンディング導体の規定	
2.6.3.2	保護接地導体の寸法	"機器とともに提供される電源コードの保護接地導体は、表3B(3.2.5 参照)の最小導体寸法に適合しなければならない。ただし、クラス0I 機器の保護接地用口出線導体及び接地接続線であって、単芯の場合は、次のいずれかでなければならない。 - 直径が1.6 mmの軟銅線又はこれと同等以上の強さ及び太さをもち、容易に腐食しない金属線 - 断面積が1.25 mm <sup>2</sup> 以上の単芯コード又は単芯キャブタイヤケーブル"  (クラス0I 機器向けに、保護接地用口出線導体を追加。その導体の最小寸法についても機器に接続される電源コードの保護接地導体のそれに準じる。クラス0I 機器の安全確保と明確化のため。 加えて、それが単芯である場合の使用条件として、直径が1.6 mmの軟銅線又はこれと同等以上の強さ及び太さをもち、容易に腐食しない金属線であること、又は断面積が1.25 mm <sup>2</sup> 以上の単芯コード又は単芯キャブタイヤケーブルを要求。)	追加	2.6.3.2	保護接地導体の寸法	"クラス0I 機器の保護接地用口出線導体及び機器に接地される電源コードの保護接地導体は表3B(3.2.5 参照)の最小導体寸法に適合しなければならない。"  (クラス0I 機器向けに、保護接地用口出線導体を追加。その導体の最小寸法についても機器に接続される電源コードの保護接地導体のそれに準じる。クラス0I 機器の安全確保と明確化のため。)

JIS C 6950-1:2012 (IEC 60950-1 Ed2 2005ベース)		差分評価	JIS C 6950-1:2009 (IEC 60950-1 Ed1 2001ベース)		
2.6.3.5	絶縁物の色	“ただし、この要求事項は、プラグ及びコネクタとともに一体成形した電源コード（コードセット）のシースで覆われた内部の導体には適用しない。”  補足説明： 一体成形コードセットでは導体の識別を必要としないため色の要求事項を除外した。  （保護導体の絶縁物の色（緑／黄）の要求事項は、「プラグ及びコネクタと一体成形された電源コード（コードセット）のシースで覆われた内部の導体」には適用しない。）	追加	2.6.3.5	絶縁物の色  （デビエーション無し）
2.6.4.2	保護接地及びボンディング端子	“保護接地をもつことを要求する機器は、主保護接地端子をもたなければならない。着脱式電源コードをもつ機器の場合は、機器用インレットの接地端子を主保護接地端子とみなす。クラス0I 機器で別に保護接地端子を備えている場合は、この保護接地端子を主保護接地端子とすることができる。”  補足説明：クラス0I 機器の特殊性を配慮。  （着脱式電源コードをもつ機器の場合、機器インレットの端子を主保護接地端子とみなすのだが、別に保護接地端子を備えたクラス0I 機器は、その保護端子を主保護接地端子とすることが出来る。（=インレット又は別口の保護接地端子のいずれかを主保護接地端子とみなす。））	有	2.6.4.2	保護接地及び保護ボンディング端子  “保護接地をもつことを要求される機器は、主保護接地端子をもたなければならない。着脱式電源コードをもつ機器においては、機器インレットの接地端子が主保護接地端子とみなされる。ただし、クラス0I 機器で別に保護接地端子を備えている場合を除く。”  クラス0I 機器の特殊性を配慮。  （着脱式電源コードをもつ機器の場合、機器インレットの端子を主保護接地端子とみなすのだが、別に主保護接地端子を備えたクラス0I 機器は除く。（この場合、インレットを主保護接地端子とはみなさないことになる。））
2.6.5.4	操作者が取り外せる部品	“クラスI 機器の保護接地接続は、次のいずれの場合にも、接続を行うときには電源より先に接続し、また、外すときには電源接続が外れた後で接続が外れなければならない。”	無	2.6.5.4	操作者が取り外せる部分  “クラスI 機器の保護接地接続は、次のいずれの場合にも接続を行うときには電源より先に接続され、また、外すときには電源接続が外れた後で接続が外れなければならない。”  （クラスI 機器を追記し、クラス0I 機器に適用されないことを明確化。クラスI 機器に限り適用できる保護接地接続要求のため。）
2.6.5.6	耐腐食性	“保護接地用端子及び保護ボンディング用端子並びに接続部に接触している導体部は、・・・。”  （耐腐食性を“保護ボンディング用端子”にも要求する。）	追加	2.6.5.6	耐腐食性  （デビエーション無し）
2.6.5.8A	クラス0I 機器の接地	“保護接地用口出線付きプラグは、プラグの定格電圧が150 V 以上の機器に使用してはならない。保護接地用口出線付きプラグの保護接地用口出線は、クリップによって接地してはならない。クラス0I 機器は、保護接地端子又は保護接地用口出線を外部の見やすい位置に配置しなければならない。”  補足説明：国内事情を考慮しクラス0I 機器の安全性を確保するため。  （若干変更されているが、要求は変わらない。）	無	2.6.5.8A	クラス0I 機器の接地  “接地用口出線付きプラグは、定格電圧が150 V 以上の機器については用いてはならない。接地用口出線付きプラグの接地用口出線は、クリップによって接地してはならない。クラス0I 機器は、接地端子又は接地用口出線を外部の見やすい位置に配置しなければならない。”  国内事情を考慮しクラス0I 機器の安全性を確保するため。  （クラス0I 機器への要求： 使用する保護接地用口出線付きプラグの機器定格150 V 以上の機器への使用を禁止。 クリップによる保護接地の禁止。 保護接地端子又は接地用口出線を外部の見やすい位置に配置することを要求。）
2.9.3	絶縁の等級	-	-	2.9.3	絶縁の等級
2.9.3の表2H	絶縁の適用例	表は省略 注の内容が本文の要求事項と相違していたため、表2Hの記号の欄において、B13に付けられていた注記号e)及びS2に付けられていた注記号d)を削除した。  (B13について、2.10の要求がなくなった。S2について基礎絶縁を確実に要求されるようになった。)	追加	2.9.3の表2G	（デビエーション無し）
2.9.3の図2H	絶縁の適用例	図は省略 注記号の表示が表2Hと図2Hとの間で整合していなかったため、図に示された記号、B8、B9、B12、B13及びS1に表2Hの注記号を修正・追加した。	追加	2.9.3の図2F	（デビエーション無し）
2.10	空間距離、沿面距離及び絶縁物を通しての距離	-	-	2.10	空間距離、沿面距離及び絶縁物を通しての距離
2.10.3	空間距離	-	-	2.10.3	空間距離
2.10.3.1	一般要求事項	（デビエーション無し）  (IEC 60664-1に代え、JIS C 60664-1を採用しているが、IDTであるため、日本デビエーションとは扱わなくなった。)  “上記の最小空間距離は、次のいずれのコネクタにも適用しない。1.5.2も参照する。 - JIS C 8285、IEC 60309の規格群、JIS C 8283の規格群、IEC 60320の規格群又はJIS C 8303に適合するコネクタ - 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）第1項に適合するコネクタであって、JIS C 8283の規格群、JIS C 8303、又はIEC 60309-2の寸法規定に合致するもの”  （この規格の沿面距離を適用しないコネクタに関し； 1) IEC 60083を、JIS C 8303に置き換えた。 IEC 60083は海外ものも掲載しているが日本で使用されているものに限定するためJIS C 8303を参照。 2) 電安法、省令第1項に適合するコネクタであって、JIS C 8283の規格群、JIS C 8303又はIEC 60309-2の寸法規定に合致するコネクタを追加した。 国内流通コネクタに配慮し電安法省令第1項を参照。 3) IEC 60906-1及びIEC 60906-2を削除した。 IEC 60906-1は世界統一プラグ規格であるが日本で使用されていないため削除。 IEC 60906-2はUSなどの平行刃プラグ規格だがJIS C 8303で適用できるので削除。）	有	2.10.3.1	一般要求  IEC 60664-1:1992に代え、JIS C 60664:2003を採用。 JIS C 60664:2003は、IEC 60664-1:1992+Amd.1:2000に同等。 (国内標準化の方針に従いJISを優先)
2.10.3.3	一次回路の空間距離	-	-	2.10.3.2	一次回路の空間距離



JISC6950-1:2012 (IEC 60950-1 Ed2 2005ベース)			差分評価	JISC6950-1:2009 (IEC 60950-1 Ed1 2001ベース)		
2.10.3.3 の表2L	一次回路の加算空間 距離	表は省略 主電源過渡電圧1500V に対するの加算空間距離で、対するピーク 動作電圧が示されていない行の要求値を削除。  (IEC60950-1 Ed2の編集上の誤りを是正している。)  “この表に示すピーク動作電圧の中間の電圧値については、最も近 い2点間で線形内挿法を用いてもよい。この場合、算出した追加の 最小空間距離の値は0.1mm 単位で切り上げる。”  (表の適用方法に関し、上記を追加した。)	追加	2.10.3.2 の表2J	一次回路の加算空間 距離	(デビエーション無し)
2.10.4	沿面距離	-	-	2.10.4	沿面距離	-
2.10.4.3	最小沿面距離	“上記の最小沿面距離は、次のいずれのコネクタにも適用しない。 1.5.2 も参照する。 - JIS C 8285, IEC 60309 の規格群, JIS C 8283 の規格群, IEC 60320 の規格群又はJIS C 8303 に適合するコネクタ - 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令 第85号)第1項に適合するコネクタであって、JIS C 8283 の規格 群, JIS C 8303 又はIEC 60309-2 の寸法規定に合致するもの”  (コネクタに対して沿面距離を適用しないことが追記されたのを 受けて、コネクタのこの規格の沿面距離を適用しないコネクタに 関し; 1) IEC 60083 を、JIS C 8303 に置き換えた。 IEC 60083 は海外ものも掲載しているが日本で使用されてい るものに限定するためJIS C 8303を参照。 2) 電安法、省令第1項に適合するコネクタであって、JIS C 8283 の規格群, JIS C 8303又はIEC 60309-2 の寸法規定に合致する コネクタを追加した。国内流通コネクタに配慮し電安法省 令 第1項を参照。 3) IEC 60906-1 及びIEC 60906-2 を削除した。 IEC 60906-1 は世界統一プラグ規格であるが日本で使用され ていないため削除。IEC 60906-2 はUSなどの平行刃プラグ 規格だがJIS C 8303 で適用できるので削除。)	追加	項番無し	項目無し	(デビエーション無し)
2.10.9	熱サイクル	“T1 は、1.4.12、及び該当する場合は1.4.13に基づいて測定した値 から計算式 $T1 = T2 + Tma - Tamb + 10 K$ を用いて算出した値、又は 85 のいずれか高い方の温度とする”  (T1 の測定方法として参照している1.4.5 を1.4.12 に変更。温度測 定方法の参照項としては1.4.12 が適切。)	有	2.10.7	囲いを施した部分及 び密封した部分	(デビエーション無し)
3	配線、接続及び電源 の供給	-	-	3	配線、接続及び電源 の供給	-
3.2	主電源への接続	-	-	3.2	交流主電源又は直流 主電源への接続	-
3.2.1	接続の方法	-	-	3.2.1	接続の方法	-
3.2.1.1	交流主電源への接続	“- 着脱式電源コードを接続するための機器用インレット (1.7.5A 参照)”  補足説明: 機器用インレットを交流主電源への接続手段とする場合、1.7.5A (電源コードセットの表示)を参照するように明記した。  (1.7.5Aを参照させることで、運用の明確化が図られた。)	有	3.2.1.1	交流主電源への接続	(デビエーション無し)
3.2.3	恒久接続形機器	“表3A は、JIS C 3662 の規格群又はJIS C 3663 の規格群に適合する ケーブルを用いるときに適用する。その他のケーブルを用いる場 合は、そのケーブルに適した電線管を引き入れることができるよ うに設計しなければならない。”  (文章が若干変更。またデビの挿入位置が変更された。)	有	3.2.3	恒久接続形機器	“表3A は、JIS C 3662 又はJIS C 3663 に適合するケーブルを用いる ときに適用する。その他のケーブルを用いる場合は、そのケー ブルに適した電線管を引き入れることができるように設計されて なければならない。”
3.2.4	機器用インレット	“- コネクタを抜き差しするとき、機器用インレットの端子はんだ付け部に 機械的応力が加わらない構造でなければならない。ただし、はんだ付け だけに依存しないように機器用インレットそのものを固定する場合を除 く。”  (電安法J3000の要求事項を取り込むため、上記のデビエーションが追加 された。)	追加	3.2.4	機器用インレット	(デビエーション無し)
3.2.5.1	交流電源コード	“- ゴム絶縁の場合は、JIS C 3663-4 に基づくオーディナリータフ ゴムシースコード(タイプ60245 IEC 53)より軽いものでない。又 は電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令 第85号)第1項別表第一に基づく、シース付きのものを <u>用いる。</u> ”  “- PVC 絶縁の場合は、次による。又は電気用品の技術上の基準を 定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)第1項別表第一に基 づく、シース付きのものを <u>用いる。</u> ”  “- 保護接地を要求される機器に対しては、緑と黄とを組み合わせ た絶縁被覆を施した保護接地用導体を含む。ただし、プラグ及び コネクタとともに一体成形した電源コード(コードセット)の シースで覆われた内部の保護接地導体の被覆は、緑と黄との組 合せである必要はない。また、別途保護接地導体を備えるクラス0I 機器の電源コードには、保護接地導体を備える必要はない。”  “- JIS C 3662-5 又はJIS C 3663-4 に適合する電線は、表3B で規定 する値以上の断面積の導体をもつ。その他の電線は、関連する配 線規定に適合する。”  (保護接地導体に関する要求事項(除外事項)として、使用者又は サービス従事者が取り扱う必要のない一体成形のコードセット については、導体の識別を特に必要としないことから色の要求事 項を除外した。)	有  無  追加  有	3.2.5.1	交流電源コード	“- ゴム絶縁の場合には、合成ゴム製で、かつ、JIS C 3663 に基 づく一般用強化ゴム外装可とうコード(タイプ60245 IEC 53)より軽 いものでない。又は、電気用品の技術上の基準を定める省令(昭 和37年通商産業省令第85号)第1項別表第一に基づく、シースつ きのものでなければならない。”  “- PVC 絶縁の場合は、次による。又は、電気用品の技術上の基準 を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)第1項別表第一に 基づく、シース付きのものでなければならない。”  (デビエーション無し) “- 保護接地を要求されている機器に対しては、緑と黄色との2色 の組合せの絶縁を施した保護接地用導体を含む。”  “- JIS C 3662 又はJIS C 3663 に適合する電線は、表3B で規定した 値以上の断面積の導体をもつ。その他の電線は、関連する配線規 定に適合する。”
3.2.5.1の表 3B	導体の寸法	“注記1 JIS C 8283 の規格群又はIEC 60320 の規格群には、機器用カ プラ及び可とうコードの使用可能な組合せを規定しており...”  (IEC 60320の整合JIS規格であるJIS C 8283が追記された。)	有	3.2.5.1の表 3B	導体の寸法	(デビエーション無し)
3.3	外部導体接続用の配 線端子	-	-	3.3	外部導体接続用の配 線端子	-
3.3.4の表 3D	端子に接続できる導 体寸法の範囲	“JIS C 3662 の規格群又はJIS C 3663 の規格群に適合する電線以外 を使用するときは、それに適した寸法の電線を接続できる端子と する。”  (文章が若干変更された。)	有	3.3.4の表 3D	端子に接続できる導 体寸法の範囲	“注記 JIS C 3662、又はJIS C 3663 に適合する電線以外を用いる ときは、それに適したサイズの電線を接続できる端子とする。”



JISC6950-1:2012 (IEC 60950-1 Ed2 2005ベース)			差分評価	JISC6950-1:2009 (IEC 60950-1 Ed1 2001ベース)		
3.3.7	配線端子のグループ化	“一般用非脱着式電源コード及び恒久接続形機器の場合は、関連する全ての交流主電源用端子は互いに、かつ、主保護接地端子がある場合は同様に近くなければならない。ただし、クラス0I機器の外部接地端子を除く。”  (変更無し。)	無	3.3.7	端子のグループ化	“一般用非脱着式電源コード及び恒久接続形機器にあっては、関連する全ての交流主電源用端子は互いに、また、もし保護接地端子があれば同様に近くなければならない。ただし、クラス0I機器の外部接地端子を除く。”
4	物理的要求事項	-	-	4	物理的要求事項	-
4.3	設計及び構造	-	-	4.3	設計及び構造	-
4.3.4	部品の固定	“さらに、クラス0I機器については、基礎絶縁の沿面距離又は空間距離の値が減少して2.10に規定する値を下回る場合、通常使用時における機械的ストレスに耐えるよう確実に固定しなければならぬ。”  (書きつづりが変更されたのみで、要求内容は同じ。)	無	4.3.4	部分の固定	“クラス0I機器については、さらに、基礎絶縁の沿面距離及び空間距離の値が減少して2.10に規定した値を下回る場合、通常の使用時における機械的ストレスに耐えるよう確実に固定されていなければならない。”
4.3.5	プラグ及び接続器による接続	“...特に、JIS C 8283の規格群、JIS C 8303又はJIS C 8358に適合するコネクタは、SELV回路又はTNV回路に用いてはならない。...”  (IEC 60320の整合JIS規格であるJIS C 8283に置き換えられた。JIS C 8303の版を限定しない表現に変更された。またJIS C 8358(電気器具用差込接続器)が追加された。)	有	4.3.5	プラグとソケットとの接続	“...特に、JIS C 8303:2007及びIEC 60320に適合するコネクタは、SELV回路又はTNV回路に用いてはならない。...”
4.5	温度に関する要求事項	-	-	4.5	温度に関する要求事項	-
4.5.3の表4B	材料及びコンポーネントの温度限度	“注記 材料のデータがない場合、“電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について”(平成22・04・19 商局第3号)別表第四1(1)口3を適用してもよい。”  (平成22年に発行された通達に変更された。別表第四1(1)口3の要求内容はほぼ同じであるが、当該項目内の(2)、(3)の確認方法が“指定試験機関による確認”から“客観的に確認”に変更されている。)	有	4.5.1の表4B	温度限度(その1)	“注記 材料のデータがない場合、その1については、“電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について”(平成20・06・19 商局第3号)別表第四1(1)口3を適用してもよい。”
5	電気的要求事項及び異常状態の模擬	-	-	5	電気的要求事項及び異常状態の模擬	-
5.1.3	試験回路	“注記 我が国の三相電力系統はデルタ結線が多いことに注意し、その場合は、IEC 60990の図13の試験回路を用いて試験を行う。”  (参照するIEC 60990の版を限定しない表現に変更、及び電力系統の名称を変更。それ以外は変更無し。)	無	5.1.3	試験回路	“注記 国内の三相電源システムはデルタ結線が多いことに注意し、その場合は、IEC 60990:1990の図13の試験回路を用いて試験を行う。”
5.1.6の表5A	最大電流	“手持形 クラス0I機器の主保護接地端子: 0.5 mA, 可動形(手持形以外で可搬形機器を含む) クラス0I機器の主保護接地端子: 1.0 mA, 据置形のタイプAプラグ接続形機器 クラス0I機器の主保護接地端子: 1.0 mA, その他全ての据置形機器(5.1.7の条件を適用しないもの) クラス0I機器の主保護接地端子: 1.0 mA その他全ての据置形機器(5.1.7の条件を適用するもの) クラス0I機器の主保護接地端子: -”  補足説明: 表中にクラス0I機器を追加し、上記のように機器毎にタッチカレント限度値を設定した。なお、クラス0I機器のその他全ての据置形機器は、その構造上の理由から、5.1.7項(タッチカレントが3.5mAを超える機器)を適用することが認められていない。(即ち、クラス0I機器のその他全ての据置形機器の場合、最大タッチカレントは1.0mA以下でなければならない)  (機器毎のタッチカレント限度値が明記されるようになった。規格書上の表現は異なるが要求内容は同じ。)	無	5.1.6の表5A	最大電流	“手持形 機器の主保護接地端子(もしあれば)クラス0I機器: 0.5 mA, その他 機器の主保護接地端子(もしあれば)クラス0I機器: 1.0 mA”
6	ネットワーク線への接続	“注記1 ピーク1.5kVを超える過電圧が機器にかかる可能性を低減するために、ITU-T Recommendation K.11に基づいて適切な措置が講じられていることを前提とする。ピーク1.5kVを超える過電圧が機器にかかるような設置環境の下では、サージ抑制などの追加措置を講じることが必要な場合がある。適切な追加措置については附属書JBを参照する。”  “注記4 交流主電力系統を通信の伝送媒体として用いる場合、交流主電力系統はネットワーク線(1.2.13.8参照)ではなく、箇条6を適用しない。この規格のその他の箇条は、交流主電源とそれ以外の回路間に接続されるシグナル変成器のようなカップリングコンポーネントに適用する。二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を一般的に適用する。交流主電力系統の種々のポイントにおいて予期される過電圧については、JIS C 60664-1及び附属書Zを参照する。”  (JIS C 60664-1を採用しているが、IDTであるため、日本デビエーションとは扱わなくなった。)	無	6	機器内部回路とネットワーク線への接続	“注記1 1.5kVピークを超える過電圧が機器にかかる可能性を低減するために、ITU-T Recommendation K.11:1993に基づいて適切な措置が講じられていることを前提とする。ピーク1.5kVを超える過電圧が機器にかかるような設置環境の下では、サージ抑制などの追加措置を講じることが必要な場合がある。適切な追加措置については附属書JBを参照する。”  “注記4 交流主電力系統を通信の伝送媒体として用いる場合は、交流主電力系統は、ネットワーク線(1.2.13.8参照)ではなく、箇条6を適用しない。この規格のその他の項は、交流主電源とそれ以外の回路間に接続されるシグナル変成器のようなカップリングコンポーネントに適用される。二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を一般的に適用される。交流主電力系統の種々のポイントにおいて予期される過電圧については、JIS C 0664参照。”
6.1.2.1	ネットワーク線の接地からの分離	“注記3 例えば、欧州では230V、北米では120Vとなる。”  (2009年版では削除されていたが、2012年版では追加された。)	追加	6.1.2.1	ネットワーク線の接地からの分離	(デビエーション無し)
G.6	最小空間距離の決定	上記の最小空間距離は、次のいずれのコネクタにも適用しない。 1.5.2も参照する。 - JIS C 8285、IEC 60309の規格群、JIS C 8283の規格群、IEC 60320の規格群又はJIS C 8303に適合するコネクタ - 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)第1項に適合するコネクタであって、JIS C 8283の規格群、JIS C 8303又はIEC 60309-2の寸法規定に合致するもの  (2.10.3.1項と同じ内容)	追加	G.6	最小空間距離の決定	(デビエーション無し)
M.1	序文	注記 この附属書に記載した方法Aは欧州、方法Bは北米における電話用の電線を代表した方法である。  (2009年版では、“我が国ではいずれかを選択することとしたため、削除した”となっている。)	変更	M.1	序文	注記 対応国際規格の序文では、この附属書に記載した方法Aはヨーロッパ、方法Bは北米における電話用の電線を代表した方法である旨を記載しているが、我が国ではいずれかを選択することとしたため、削除した。
P	引用規格	規格の入手方法など、引用規格の詳細情報は、次のインターネットサイトに掲載されている。 <a href="http://www.jisc.go.jp/">http://www.jisc.go.jp/</a>  (2009年版では、インターネットサイトの記載無し)	追加	P	引用規格	(デビエーション無し)
P	引用規格	JIS C 8303 配線用差込接続器  (版を限定しない表現に変更された)	変更	P	引用規格	JIS C 8303:2007 配線用差込接続器
P	引用規格	JIS C 8358:1994 電気器具用差込接続器  (新規追加)	追加	P	引用規格	(デビエーション無し)
P	引用規格	JIS S 0101:2000 消費者用警告図記号	無	P	引用規格	(デビエーション無し)

JISC6950-1:2012 (IEC 60950-1 Ed2 2005ベース)			差分評価	JISC6950-1:2009 (IEC 60950-1 Ed1 2001ベース)		
P	引用規格	IEC 61051-2 (新規追加)	追加	P	引用規格	(デビエーション無し)
U.2.4	屈曲後の耐電圧保持	注記2 <u>対応国際規格から、環境を配慮し”(例 1.1.1-トリクロロエタン)”を削除した。</u> (新規追加)	追加	U.2.4	屈曲後の耐電圧保持	(デビエーション無し)
V.1	序論	JIS C 60364-1の <u>箇条312</u> では・・・ (2009年版では、IEC 60364-3:1993では・・・となっており規格番号と箇条が変更された。)	変更	V.1	序論	IEC 60364-3:1993では・・・
W.1	電子回路のタッチカレント	フローティング回路はクラス 機器及びクラス0 機器にも存在し・・・	無	W.1	電子回路のタッチカレント	(デビエーション無し)
AA	マンドレル試験	図AA.3-マンドレルの最終位置の図中に固定機構の説明が追加されている。	追加	項番無し	項目無し	
JA	シュレツダに対する要求事項	( 本文略) シュレツダに対する安全要求事項	無	JA	シュレツダに対する要求事項	( 本文略)
JB	過電圧及び過電流に関する設置環境の現状及び対処方法	( 本文略) 通信用の接地と保安用接地が諸外国のように共通接地されていない我が国において、望ましい設置環境にするための参考情報 (タイトルの変更)	無	JB	過電圧・過電流に関する設置環境の現状及び対処法について	( 本文略)